

京都府産木材認証制度について



京都府農林水産部
林業振興課

京都府産木材認証制度 ～概要～

【制度の目的】

- ・木材の輸送過程における二酸化炭素排出量の削減
- ・京都府産木材利用による京都の森林の整備促進(R1.12月～)

➡ 地球温暖化防止対策に資する

【制度のイメージ】

京都府産木材認証制度

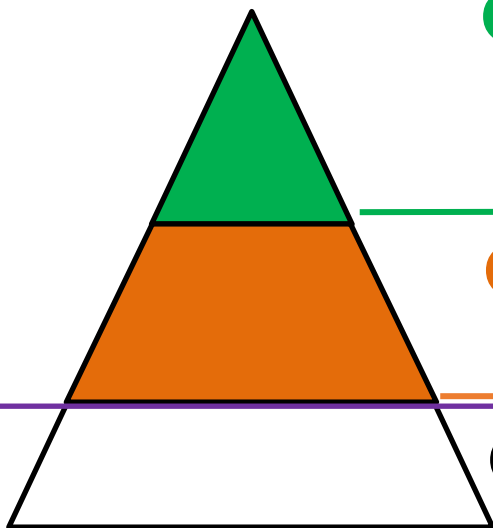
● ウッドマイレージCO2京都の木認証 (H16年度～)

認証内容: 木材の輸送時のCO2排出量(ウッドマイレージCO2)
木材の産地(京都府産)

● 京都の木証明 (R1.12月～)

証明内容: 木材の産地(京都府産)

● その他の木材



認証制度に関わる機関や事業体

認証機関

● 認証機関 ((一社)京都府木材組合連合会(府木連))

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証書の発行
- ・京都の木証明書の発行(R元.12月～)
- ・認証機関登録事業体(府外の生産・加工・流通業者等)の認定登録を行う機関

木材加工・流通業者

● 取扱事業体 (府内の事業所等)

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を分別管理して生産・加工・流通を行う事業体

● 認証機関登録事業体 (府外の事業所等)

- ・京都の木証明の対象となる木材を分別管理して生産・加工・流通を行う事業体

緑の工務店・緑の設計事務所

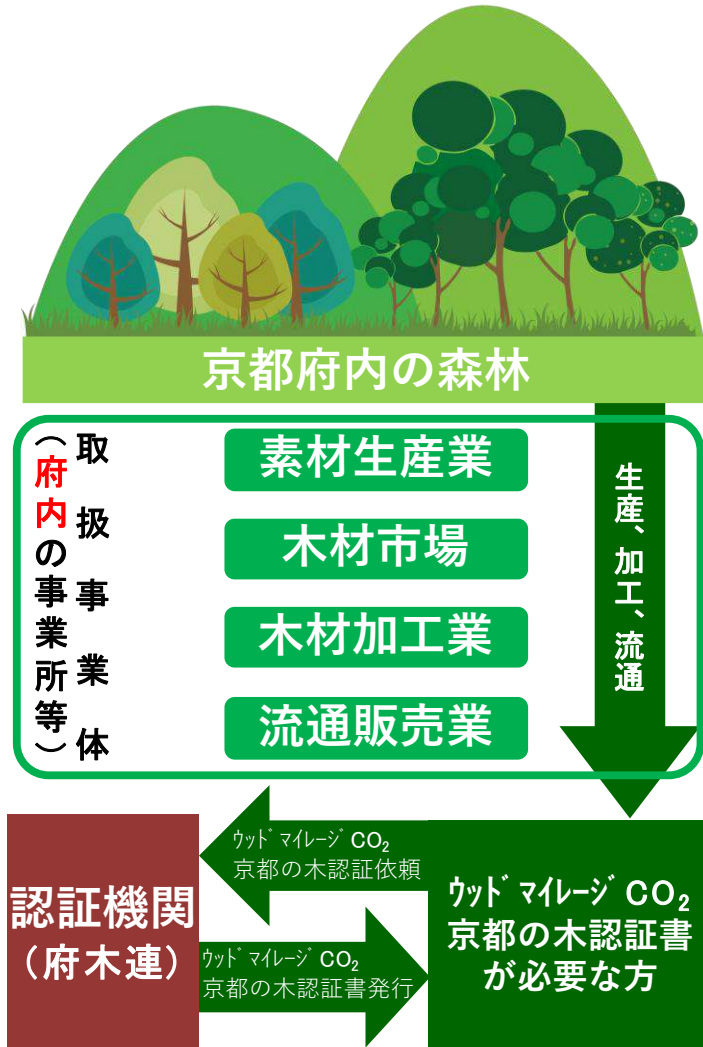
設計事務所
工務店等

● 緑の事業体等 (全国の設計事務所、工務店)

- ・ウッドマイレージCO2京都の木認証又は京都の木証明の対象となる木材を使用した建築物の設計・建築を行う事業体

京都府産木材認証制度の仕組み

ウッド・マイルージCO₂京都の木認証
(京都府産木材証明書及びウッド・マイルージCO₂計算書の発行)



京都の木証明
(京都府産木材証明書の発行)



- **ウッド・マイルージCO₂京都の木認証**: 生産・加工・流通の全てを取扱事業体の実施
- **京都の木証明**: 生産・加工・流通の全てを、取扱事業体又は認証機関登録事業体の実施

京都府産木材認証制度の仕組み(伝票の取り扱い)

ウッド・マイルージ・CO₂京都の木認証
(京都府産木材証明書及びウッド・マイルージ・CO₂計算書の発行)

京都の木証明
(京都府産木材証明書の発行)

Ⓞ
合法伐採木材であること

京都府内の森林

京都府内の森林

(取
扱
の
事
業
所
等)
府
内
の
事
業
所
等

素材生産業

木材市場

木材加工業

流通販売業

生産、加工、流通

(取
扱
の
事
業
所
等)
府
外
の
事
業
所
等

素材生産業

木材市場

木材加工業

流通販売業

生産、加工、流通

合法性確認書類

伝票① Ⓞ

伝票② Ⓞ

伝票③ Ⓞ

伝票④ Ⓞ

合法性確認書類

伝票① Ⓞ

伝票② Ⓞ

伝票③ Ⓞ

伝票④ Ⓞ

認証機関
(府木連)

ウッド・マイルージ・CO₂
京都の木認証依頼

ウッド・マイルージ・CO₂
京都の木認証書発行

ウッド・マイルージ・CO₂
京都の木認証書
が必要な方

伝票④
の写し

認証機関
(府木連)

京都の木証明依頼

京都の木証明書発行

京都の木証明書
が必要な方

伝票④
の写し

- 生産・加工・流通の全ての過程が伝票等で確認できること(帳票類(伝票等)は5年間保管)
- 認証や証明に必要なのは、購入した木材の伝票等(上図の場合伝票④の写し)
- ※ 認証機関が抽出調査により、定期的に伝票①～④についても調査

主な関連施策において必要な認証、証明

府施策	対象となる京都府産木材
<p>京都府産木材利用関連事業</p> <ul style="list-style-type: none">・ ひろがる京の木整備事業	<p>ウッドマレージCO2京都の木認証材、京都の木証明材</p>
<p>京都府地球温暖化対策条例</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定建築物での京都府産木材の利用 (R3年度から、建築物に加え敷地内の工作物での京都府産木材の利用も可能)・ 特定事業者のCO2排出削減量の算出	<p>ウッドマレージCO2京都の木認証材、京都の木証明材</p> <p>(引き続き、京都府産木材認証制度以外の木材も対象) (例:みやこ杉木、森林認証材等)</p> <p>ウッドマレージCO2京都の木認証材</p>

京都府産木材の分別管理

【分別管理の重要性】

- **ウッドマイレージCO2京都の木認証材**、**京都の木証明材**は、それぞれが府の補助事業等の対象となり、補助率等も異なる
- **ウッドマイレージCO2京都の木認証書**、**京都の木証明書**は、クリーンウッド法における合法性の根拠書類として使用可能

➡ **分別管理の徹底が重要**

【取扱事業者と認証機関登録事業者、それぞれの木材の分別管理】

事業所等の場所	必要な認定等	必要な分別管理
府内	取扱事業者	ウッドマイレージCO2京都の木認証 の対象木材 京都の木証明 の対象木材 その他木材
府外	認証機関登録事業者	京都の木証明 の対象木材 その他の木材

貯木時

加工時

製品保管時



- 場所を分ける
- 色分けする(スプレーなど)
- 看板などで明示する

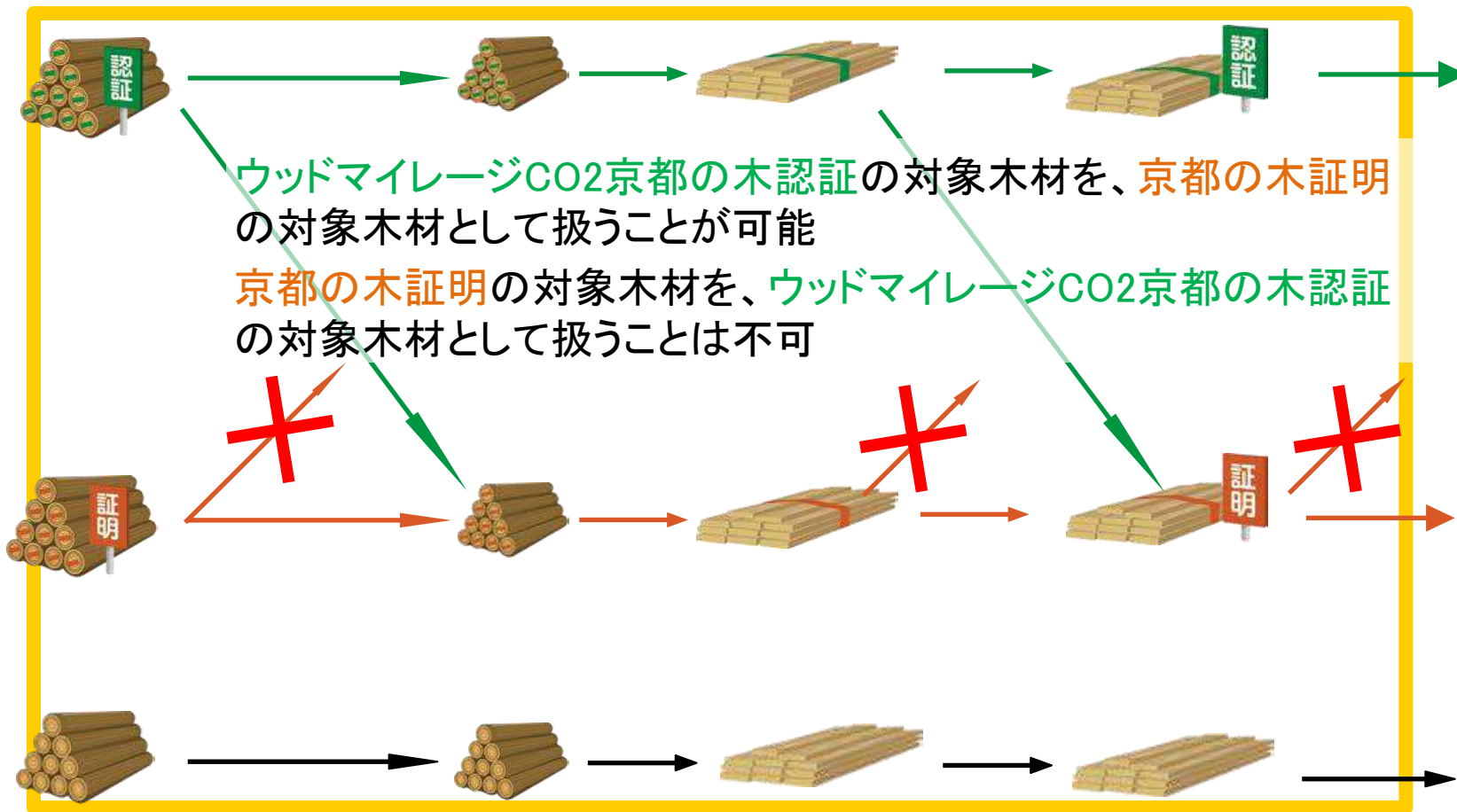
- 加工ラインを分ける
- 加工時間を分ける

- 場所を分ける
- 印字や色を変える
- ヒモ(梱包用)の色を変える
- 看板などで明示する

京都のウッドマイレージCO₂の木認証の対象

京都の木証明の対象

その他木材



取扱事業体(府内の事業所等)における木材の生産・加工・流通時の伝票の記載

【記載上の注意点】

納品書(サンプル)

No. _____
年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業体番号 [取扱事業体認定番号]

〇〇製材所
代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (ウッドマイレージ CO ₂ 京都の木認証対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例
「ウッドマイレージCO₂京都の木認証」の対象になる木材の場合：
「上記の京都府産木材は、京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」等と記載。
「京都の木証明」の対象になる木材の場合：「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

取扱事業体認定番号

どの木材が京都府産木材か分かるように記載

例 1

- 摘要欄に「京都府産(ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象)又は「京都府産(京都の木証明対象)」と記載

例 2

- ※印を付ける
「※印は京都府産(ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証対象)又は「※印は京都府産(京都の木証明対象)」と記載

など

京都府産木材であること
合法的に伐採されたこと

【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の表記)】

- ※ 「ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証」の対象になる木材は「京都の木証明」の対象になります。
- ※ 「京都の木証明」の対象になる木材は、「ウッドマイレージCO₂ 京都の木認証」の対象にはなりません。

※「京都府産」のみ表記されている場合は、「京都の木証明」の対象になる木材となります

貯木時

- 場所を分ける
- 色分けする(スプレーなど)
- 看板などで明示する

加工時

- 加工ラインを分ける
- 加工時間を分ける

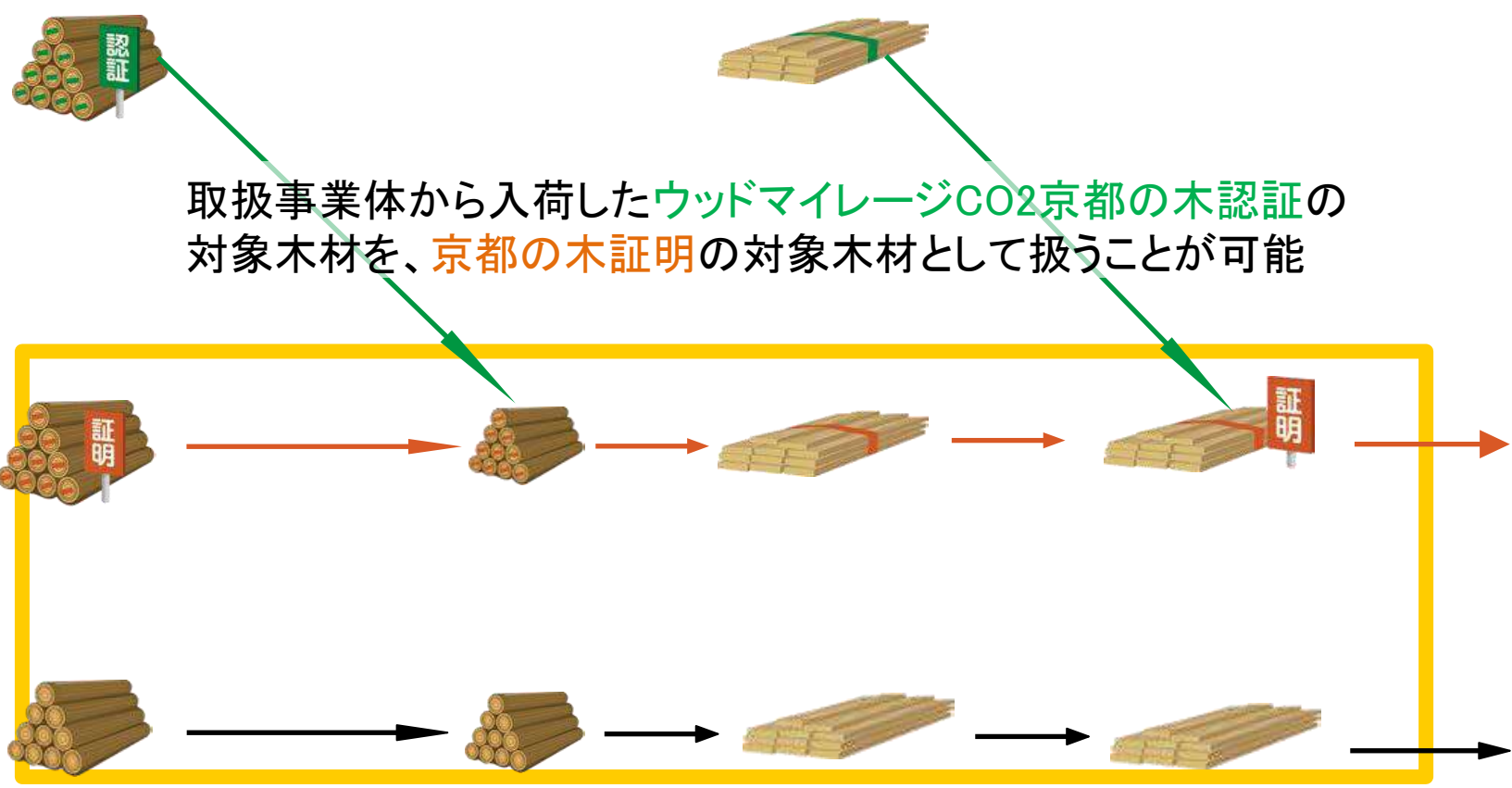
製品保管時

- 場所を分ける
- 印字や色を変える
- ヒモ(梱包用)の色を変える
- 看板などで明示する

京都の木認証の対象

京都の木証明の対象

その他



出荷

認証機関登録事業体(府外事業所等)における生産・加工・流通時の伝票の記載

【記載上の注意点】

納品書(サンプル)

No. _____
年 月 日

〇〇〇〇工務店 御中

事業体番号 認証機関登録事業体番号

〇〇製材所
代表者名

下記のとおり納品申し上げます。

品名	樹種	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
(梁・桁)	(スギ)	(〇〇×〇〇×〇〇mm)					京都府産 (京都の木証明対象)
合計							

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です。

【注】記載例
「京都の木証明」の対象になる木材の場合:「上記の京都府産木材は、京都府産(京都の木証明対象)」等と記載。

認証機関登録事業体の番号

どの木材が京都府産木材か分かるように記載

例 1

- 摘要欄に「京都府産(京都の木証明対象)」と記載

例 2

- ※印を付ける
「※印は京都府産(京都の木証明対象)」と記載

など

京都府産木材であること
合法的に伐採されたこと

【伝票の記載上の注意(令和3年5月1日以降の伝票の標記)】

※ 取扱事業体から入荷した「**ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証**」の対象になる木材は「**京都の木証明**」の対象になります。

※「京都府産」のみ標記されている場合は、「**京都の木証明**」の対象になる木材となります

素材生産を行う事業者(取扱事業者や認証機関登録事業者)からの伝票

京都府産木材 荷渡伝票(サンプル)

御中

出 荷 年 月 日	令和〇〇年〇月〇〇日
樹 種	(スギ・ヒノキ等を記入)
材 積	〇〇m ³
伐 採 箇 所	(大字まで記入)
森 林 所 有 者	(氏名)
備 考	
取 扱 事 業 体 認 定 番 号	□□□□□□□□
住 所	(住所)
氏 名 又 は 名 称	(事業者名、代表者名等)
合 法 性 の 確 認 書 類 (右欄の☐の書類を添付)	<input type="checkbox"/> 森林経営計画に係る伐採等の届出書 <input type="checkbox"/> 伐採及び伐採後の造林の届出書 <input type="checkbox"/> 保安林内立木伐採許可等(根拠資料の具体名を記載) <input type="checkbox"/> 林地開発許可書 <input type="checkbox"/> 合法性証明ガイドラインの運用方法を活用した証明書類(伝票等) <input type="checkbox"/> その他(拠資料の具体名を記載)

※上記の京都府産木材は、材料となる樹木が京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認がされた木材です。

【注】記載例

「上記の京都府産木材は、京都府産(ウッドマイレージCO₂京都の木認証対象)」等と記載。
 合法性証明ガイドラインの運用方法を活用する場合は、伝票中に認定団体により付された認定番号も記載。

取扱事業者・認証機関登録事業者の認定番号

- ・ **ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証**または **京都の木証明**の別
- ・ 合法的に伐採されたこと

- ・ 出荷先
- ・ 樹種、数量
- ・ 生産地

- ・ 荷渡伝票に加えて合法性の確認書類
 伐採造林届
 適合通知書
 林地開発許可書
 森林経営計画認定書 等の写し

※ 素材生産を行う事業者は、上記の内容を記載した書類を、木材市場や製材等を行う事業者に提出してください

※ 市場を通さず、素材生産を行う事業者から丸太を直接購入される事業者は、上記の内容が伝票等に記載されていることを確認してください

※合法性の確認は、伝票の記載だけでなく、根拠となる書類の写し等の添付が必要です

京都府産木材利用推進協議会

取扱事業者及び緑の事業者が構成員となって設立し、認証機関や府と連携しながら、京都府産木材の供給や利用推進の取組を実施する組織。

京都府産木材利用推進協議会

京都府産木材の供給・利用を推進

取扱事業者

緑の事業者
(H29年度から加入)

認証機関登録事業者(賛助会員)

認証機関

連携
協力

京都府

R5年度の主な実施内容

- ・京都の木の家づくり表彰
- ・ホームページの保守
「京都の木検索ナビ」
「京都の木の家づくり」
- ・現場見学会や研修会の開催
- ・普及啓発資材の制作・配布 等

- ・事務局:(一社)京都府木材組合連合会
- ・構成:取扱事業者、緑の事業者及び認証機関登録事業者(賛助会員)(R1.12~)
- ・会費等:毎年総会で決定(R5:構成員12,000円、賛助会員36,000円)

次ページから、合法性の確認に関する
国の施策（クリーンウッド法の改正）

詳しくは

「林野庁 クリーンウッド法の概要」で検索

クリーンウッド法の改正について

令和7年度から施行（予定）

- クリーンウッド法とは
 - 法令に適合して伐採された木材や木材製品（合法伐採木材等）の流通及び利用を促進する取組
 - 自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを目的
- 京都府産木材認証制度との関係性
 - クリーンウッド法における合法性の確認書類として、認証書・証明書が利用可能
 - どちらも事業者の「ルールに則った取組」と、「正しい情報のリレー」が重要

クリーンウッド法制定及び改正の経緯

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

国内の動き

平成17(2005)年	グレンイーグルズサミット(英国)	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
平成18(2006)年	グリーン購入法基本方針改定 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
平成20(2008)年	洞爺湖サミット 欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法(平成20年) (欧) EU木材規則(平成25年) (豪) 違法伐採禁止法(平成26年)
平成28(2016)年	伊勢志摩サミット クリーンウッド法成立	
令和4(2022)年	G7宮崎農業大臣会合 第5回 APEC林業担当大臣会合(タイ)	違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ
令和5(2023)年	広島サミット 改正クリーンウッド法成立	

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

令和5年
5月8日 公布

1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- 現行制度は、①事業者による**合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化が必要**。

2. 法律の概要

(1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けることができるよう措置**（第2条第4項）。

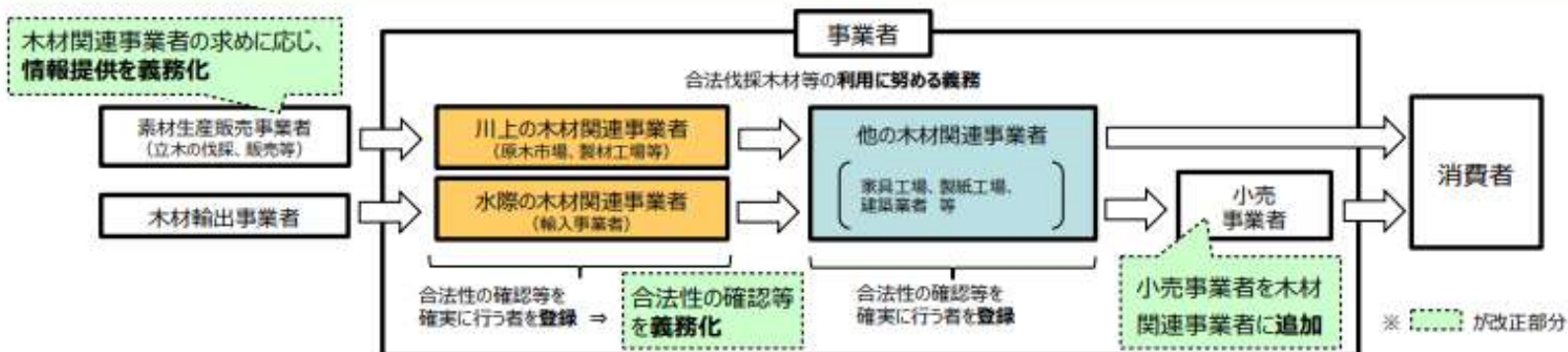
(4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等を措置**（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、**違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置等を明確化**（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請を措置**（第12条、第41条）。

3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

令和7年度から施行（予定）



改正クリーンウッド法の要点

1

木材関連事業者の求めに応じ、
情報提供を義務化

2

合法性の確認等を
義務化

3

木材関連業者に
追加

4

命令違反等の場合
の罰則等を追加

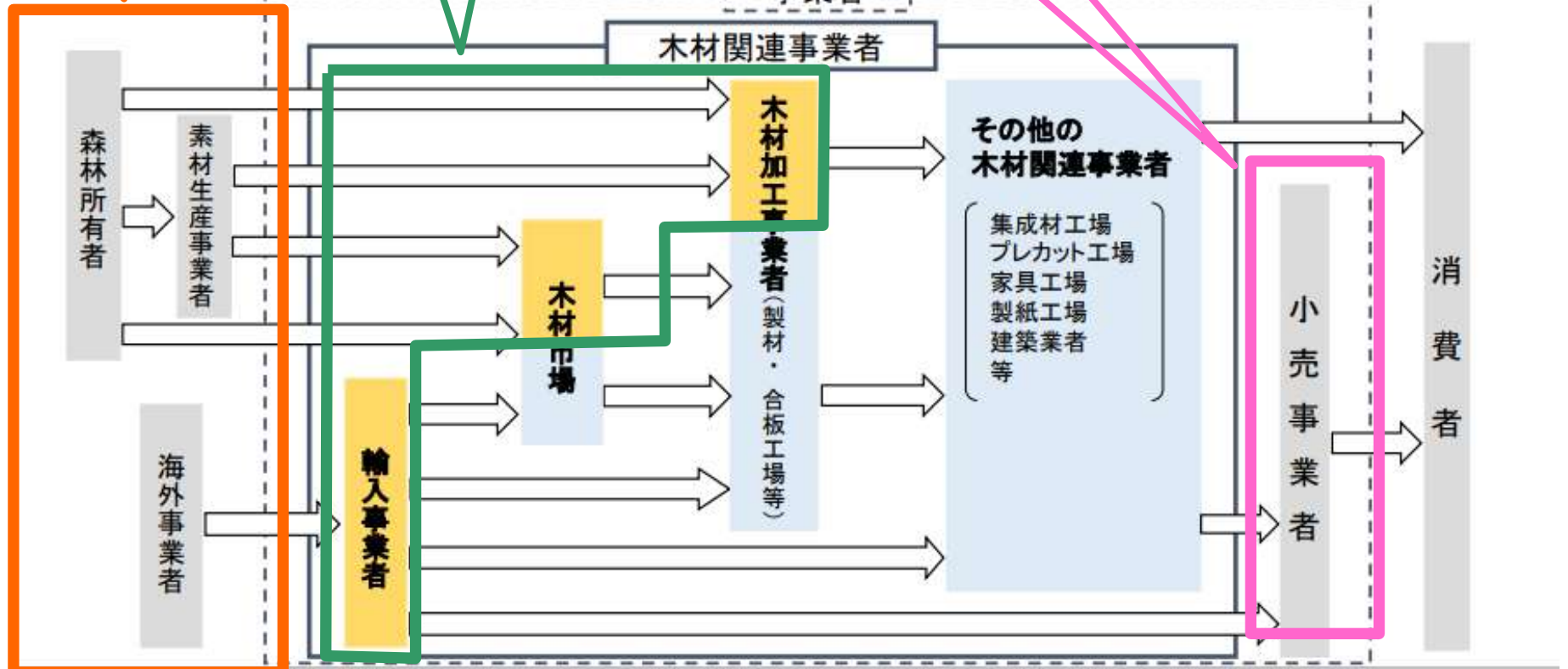
□ 木材等の流通における現行クリーンウッド法の対象事業者

… 第一種木材関連事業

… 第二種木材関連事業

… 合法性確認等の対象外

⇒ … 木材等の流れ

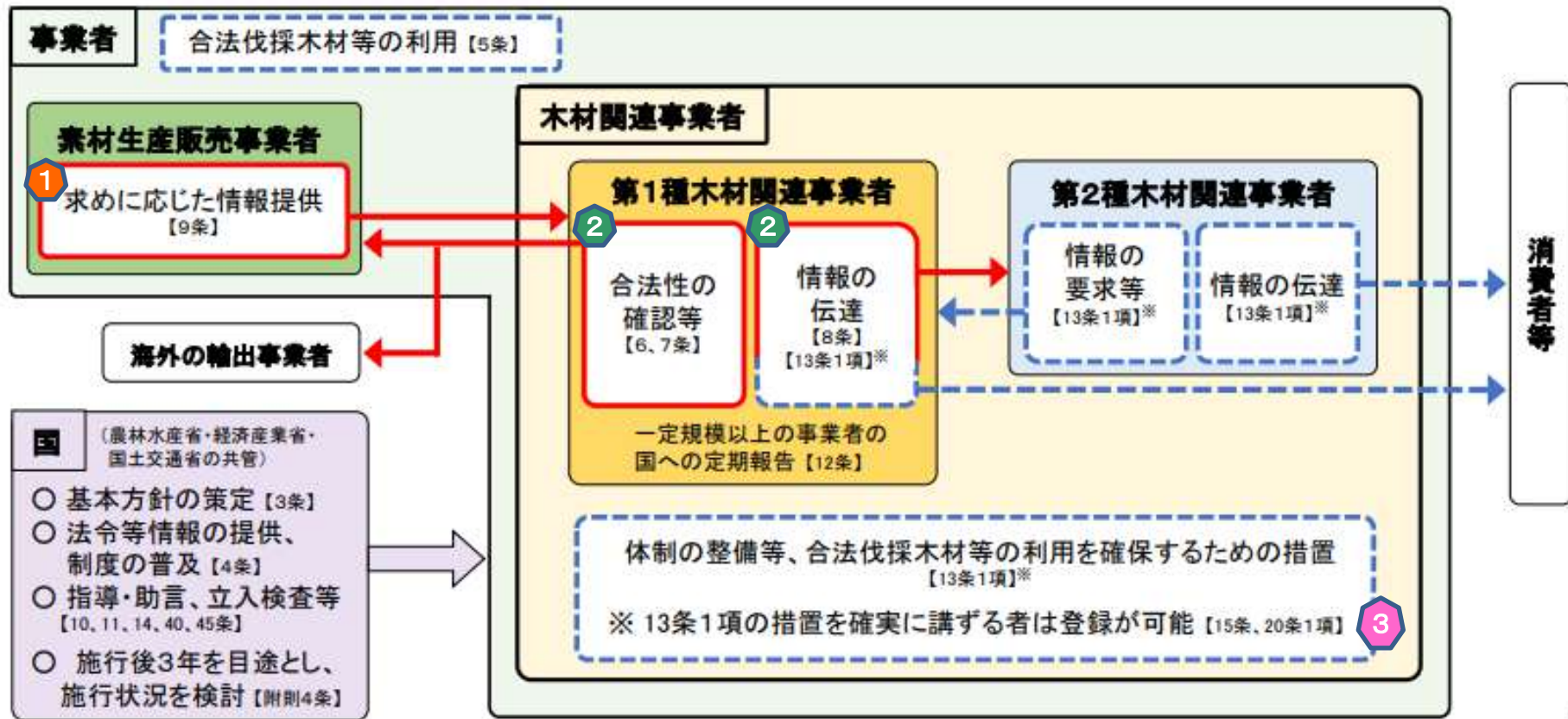


改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

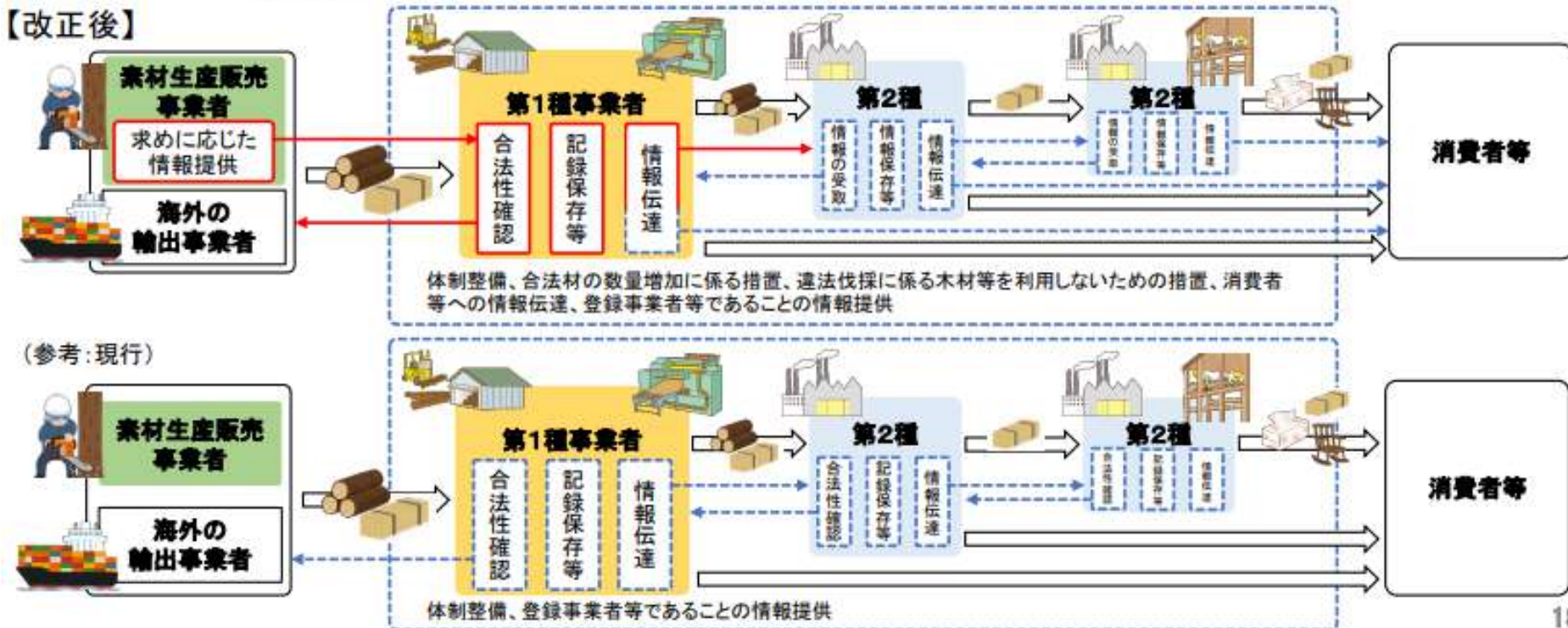
→ : 義務 - - - - -> : 努力義務



木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容

素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
【義務】 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供

⇒ : 木材等の流れ □⇒ : 義務 □⇒ : 努力義務



義務対象の考え方 国産材の場合

- (1) 原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者
- (2) 第1種事業者に素材の譲渡し(委託を含む)を行う者が素材生産販売事業者

: 素材生産販売事業者 (情報提供の応諾義務の対象)
 : 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)
 : 第2種事業者
 : その他の事業者等

類型		類型の解説	素材生産販売事業者になり得る者		第1種事業者になり得る者		第2種事業者	
			樹木の所有者	伐採者	流通・販売者	加工者		
①	自伐タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、伐採と販売の両方を行う場合 	自伐林家、立木買いの素材生産事業者		原木市場、流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等	
②	伐採・販売請負タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、同一の事業者にて伐採から販売まで委託する場合 	森林所有者、立木購入者	伐採～販売まで一環で請負う事業者	原木市場、流通事業者 (ブローカー)	製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等	
③	自社林所有工場タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の所有者が、伐採と販売のいずれも行い、加工まで行う場合 	自社林を有する製材工場等				製材工場等	製材工場、流通事業者、建築事業者等

【参考資料】
京都府産木材認証制度の変遷

京都府産木材認証制度 ～近年の主な変更点～

●H29.4

▪ 取扱事業体の認定範囲を変更

(R1年5月1日以降、府が認定する木材の生産・加工・流通（以下、加工等）を行う事業所等を、原則府内に限定)

▪ 緑の事業体は京都府産木材利用推進協議会に加入

(これまで取扱事業体で構成していた京都府産木材利用推進協議会に、緑の事業体が加入することを要件化)

▪ 運用の制定

(証明の対象となる京都府産木材、取扱事業体認定の特例等を規定)

●H30.4

▪ 指定認証機関の指定要件の変更

指定認証機関が変わりました。
(一社)京都府木材組合連合会

▪ 合法性の確認をクリーンウッド法に準拠

(取扱事業体、緑の事業体の業務が追加)

●H30.12

▪ 取扱事業体認定範囲の変更の実施時期を変更

(取扱事業体認定範囲を原則府内とする規定の実施時期を変更

R1年5月1日以降 → R2年5月1日以降)

※R1～R3にかけて、段階的に府内に限定

京都府産木材認証制度 ～近年の主な変更点～

●R1.12

・ 京都府産木材証明を追加

(京都府産木材認証 (ウッドマイレージCO₂京都の木認証) に加え、京都府産木材証明書のみを発行する京都府産木材証明 (京都の木証明) を追加)

・ 取扱事業体認定範囲の変更と認定の特例 (特認) の手続きを規定

(R2年5月1日以降、府が認定する木材の加工等) を行う事業所等を、原則府内に限定)

※ただし、一部の府外の事業体については、取扱事業体認定の特例 (特認)

●R3.4

・ 取扱事業体認定の特例 (特認) の廃止

(府外の事業所等を取扱事業体に認定する特例 (特認) を廃止)

※府外の事業所等は、認証機関の認定登録を受けることで、「京都の木証明」の対象木材の取り扱いが可能

・ 緑の事業体等の登録対象地域の拡大

緑の事業体等の登録対象地域を拡大

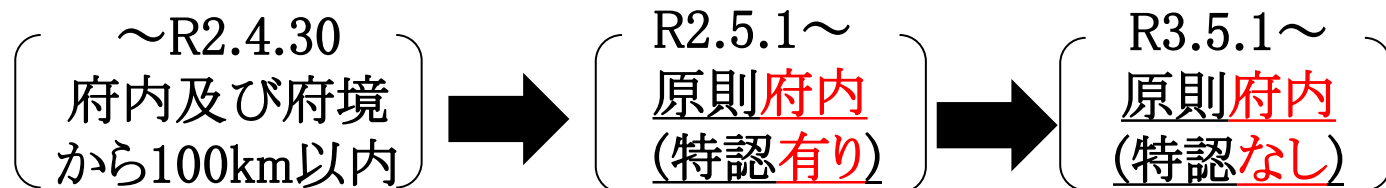
※ 改正前：府及び府隣接府県 ⇒ R3.4～：地域の制限なし

「ウッドマイレージ認証」と「京都府産証明」に関わる事業者

京都府産木材認証制度

● ウッドマイレージCO2京都の木認証 (H16年度～)

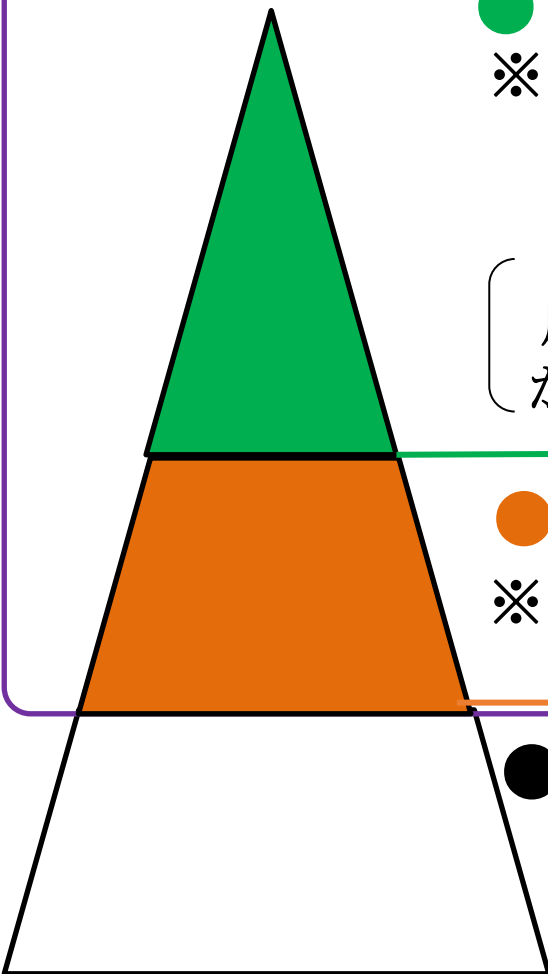
- ※ ウッドマイレージCO2京都の木認証の対象木材の生産・加工・流通を行う事業者(取扱事業者)の範囲は、R1年からR3年にかけて、段階的に原則府内に変更(クローズ)



● 京都の木証明 (R1.12月～)

- ※ 京都の木証明の対象木材の生産・加工・流通を行う事業者の範囲は、府内(取扱事業者)と府外(認証機関登録事業者)

● その他の木材



取扱事業体、認証機関登録事業体が取り扱う木材

【改正前(R3.4.30まで)】

事業所等の場所	必要な認定等	取り扱える京都府産木材
府内	取扱事業体	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材
府外	取扱事業体(特認)	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材(特認業務のみ) 京都の木証明の対象木材(特認業務のみ)
	認証機関登録事業体	京都の木証明の対象木材
	取扱事業体(特認) 認証機関登録事業体	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材(特認業務のみ) 京都の木証明の対象木材



【改正後(R3.5.1～)】

事業所等の場所	必要な認定等	取り扱える京都府産木材
府内	取扱事業体	ウッドマレージCO2京都の木認証の対象木材 京都の木証明の対象木材
府外	認証機関登録事業体	京都の木証明の対象木材